

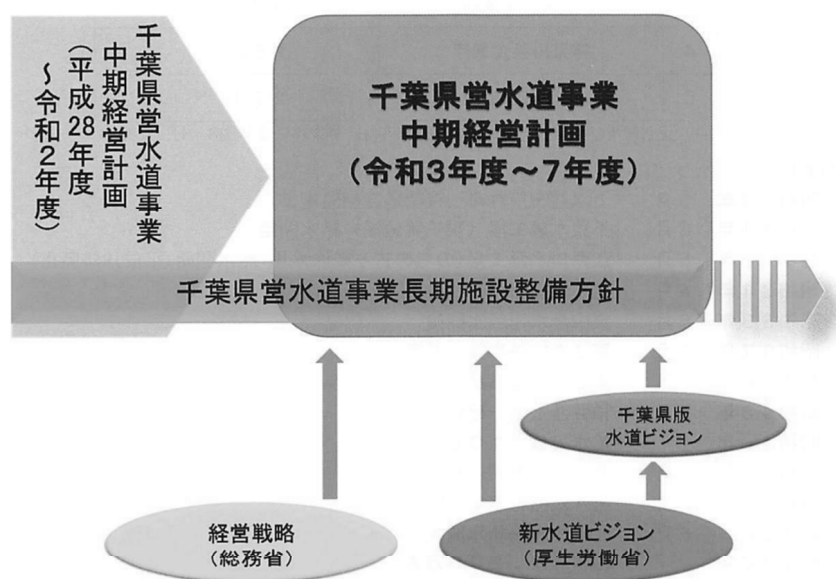
② 事業の必要性

前述の「千葉県営水道事業中期経営計画（令和3年度～令和7年度）～「いつでも、安全でおいしい水を安定して供給し、お客様が安心し、信頼を寄せる水道」を目指して～」において、以下のとおり事業計画を策定している。

この計画は、前計画「千葉県営水道事業中期経営計画」（計画期間：平成28年度～令和2年度）の実施により得られた成果を引き継ぎ、さらに発展させていくことを目的とした令和3年度から令和7年度までの千葉県営水道（以下「県営水道」という。）の水道事業経営に関する基本計画であり、水道事業を運営する上での実施計画ともなるものです。

また、県営水道では、水道施設の更新等に関する30年間の施設整備の基本的な考え方を示した「千葉県営水道事業長期施設整備方針」により、水道施設の重要度、老朽度及び耐震性等を考慮しながら、水道施設の更新・整備を計画的に実施していくこととしています。本計画では、この方針に基づく更新・整備について5年間分の具体的な取組を盛り込んでいます。

※本計画は、平成25年3月に厚生労働省が策定した「新水道ビジョン[※]」に基づいて、各水道事業者が地域水道の理想像を具現化するために策定する「水道事業ビジョン」であるとともに、総務省が策定を求めている、地方公営企業の中長期的な経営の基本計画である「経営戦略[※]」としての性格も有しています。



千葉県営水道事業中期経営計画とその他の計画等との関連のイメージ

※新水道ビジョン：水道を取り巻く環境の大きな変化に対応するため、50年後、100年後の将来を見据えた水道の理想像を明示するとともに、取組の方向性やその実現方策等をH25年に厚生労働省が提示したもの。
※経営戦略：中長期的な経営の基本計画であり、各公営企業において、総務省から策定を求められているもの。
※千葉県版水道ビジョン：千葉県内水道が目指すべき目標を掲げ、それを実現するための今後10年間の取組を示した「水道事業基盤強化に係る千葉県基本計画」。

第5章 実施計画（5か年の主要施策）

この実施計画は、計画の実効性を高めるため、3つの「基本目標」の達成に向けて8つの「主要施策」と21の「主な取組」を体系化したものです。

計画の推進に当たっては、目標を設定し、その達成に向けて必要な取組や事業を計画的に推進していきます。

計画の体系

基本目標	主要施策	主な取組
Ⅰ「強靱」な水道の構築	（1）安定給水の確保	①浄・給水場等の更新・整備 ②管路の更新・整備
	（2）災害に強い施設整備の推進	①浄・給水場等の耐震化の推進 ②管路の耐震化の推進 ③停電・浸水対策等の強化
	（3）危機管理体制の充実	①緊急時に備えた体制の充実 ②給水区域内11市等関係機関との連携強化
Ⅱ「安全」な水の供給	（4）安全で安心な水づくり	①水源の監視・保全 ②高度浄水処理の導入 ③水質管理の徹底
	（5）おいしい水の供給	①おいしい水の技術的な取組 ②おいしい水のお客様との取組
Ⅲお客様からの「信頼」の確保	（6）お客様サービスの向上	①支払方法の多様化や手続き等のオンライン化 ②「お客様の声」を活かした事業運営
	（7）大規模事業者の責務と社会貢献	①県内水道の統合・広域連携 ②環境負荷の低減に向けた取組 ③国際貢献及び他事業者への技術支援
	（8）運営基盤の強化	①職員の育成・確保及び能力開発 ②ICTや民間活力の活用による業務の効率化 ③システムの安定運用及びセキュリティ対策の強化 ④健全経営の推進

（2）工業用水道事業

① 概要

工業用水道事業の概要は、令和5年3月に千葉県企業局から公表されている「千葉県工業用水道事業中期経営計画（令和5年度～9年度）」によれば、以下のとおりとなっている。

本県の工業用水道事業は、東葛・葛南地区、千葉地区、五井市原地区、五井姉崎地区、房総臨海地区、木更津南部地区及び北総地区の7地区で事業を行っ

ており、1日当たりの給水能力は合わせて約113万立方メートルです。

また、令和5年3月1日現在、給水区域は13市2町、契約企業数は282社、契約水量は約109万立方メートルです。

表2-1. 千葉県工業用水道事業一覧表

(令和5年3月1日現在)

地区	給水区域	給水能力 (契約水量) m ³ /日	契約 企業数	料金等	給水開始	水源 m ³ /s
東葛 ・ 葛南	市川市、船橋市、松戸市及び習志野市の区域並びに千葉市の一部の区域	111,200 (106,646)	104	41.0	【東葛】 S56.10～(一部) H7.4～(全部)	北千葉導水路及び 三郷放水路 0.59 利根川河口堰 0.60
					【葛南】 S45.10～(一部) S46.4～(全部)	霞ヶ浦導水 0.20
					【統合】H16.4～	(合計 1.39)
千葉	千葉市、市原市及び袖ヶ浦市の地先の海面に造成された土地の区域	121,200 (121,200)	26	25.0	S46.4～(全部)	利根川河口堰 0.64 湯西川ダム 0.19 八ッ場ダム 0.47 印旛沼 0.21 (合計 1.51)
五井市原	市原市のうち八幡海岸通及び五井海岸通の区域	120,000 (116,860)	17	19.5	S39.4～(一部) S40.1～(全部)	山倉ダム 1.50
五井姉崎	佐倉市の一部の区域並びに市原市のうち五井南海岸、千種海岸及び姉崎海岸の区域並びに市原市及び袖ヶ浦市の地先の海面に造成された土地の区域	401,760 (400,077)	40	17.5	S42.3～(一部) S45.4～(全部)	印旛沼開発 5.00
房総臨海	茂原市の区域並びに千葉市、木更津市、佐倉市、市原市及び袖ヶ浦市の一部の区域	172,800 (143,351)	72	53.0 (経営負担金) (10.0)	S61.4～(一部)	川治ダム 1.311 霞ヶ浦開発 0.849 (合計 2.16)
木更津南部	木更津市並びに君津市及び富津市の一部の地先の海面に造成された土地の区域	206,000 (204,865)	18	21.5	S44.4～(一部) H2.4～(全部)	豊英ダム 1.06 郡ダム 1.24 小糸川総合運用 0.27 (合計 2.57)
北総	成田市並びに山武郡芝山町及び横芝光町の一部の区域	1,600 (335)	5	45.0	H5.9～(全部)	地下水 0.02
合計		1,134,560 (1,093,334)	282			14.15

※相互に管網化されている千葉・五井市原・五井姉崎・房総臨海の4地区を千葉関連4地区としています。

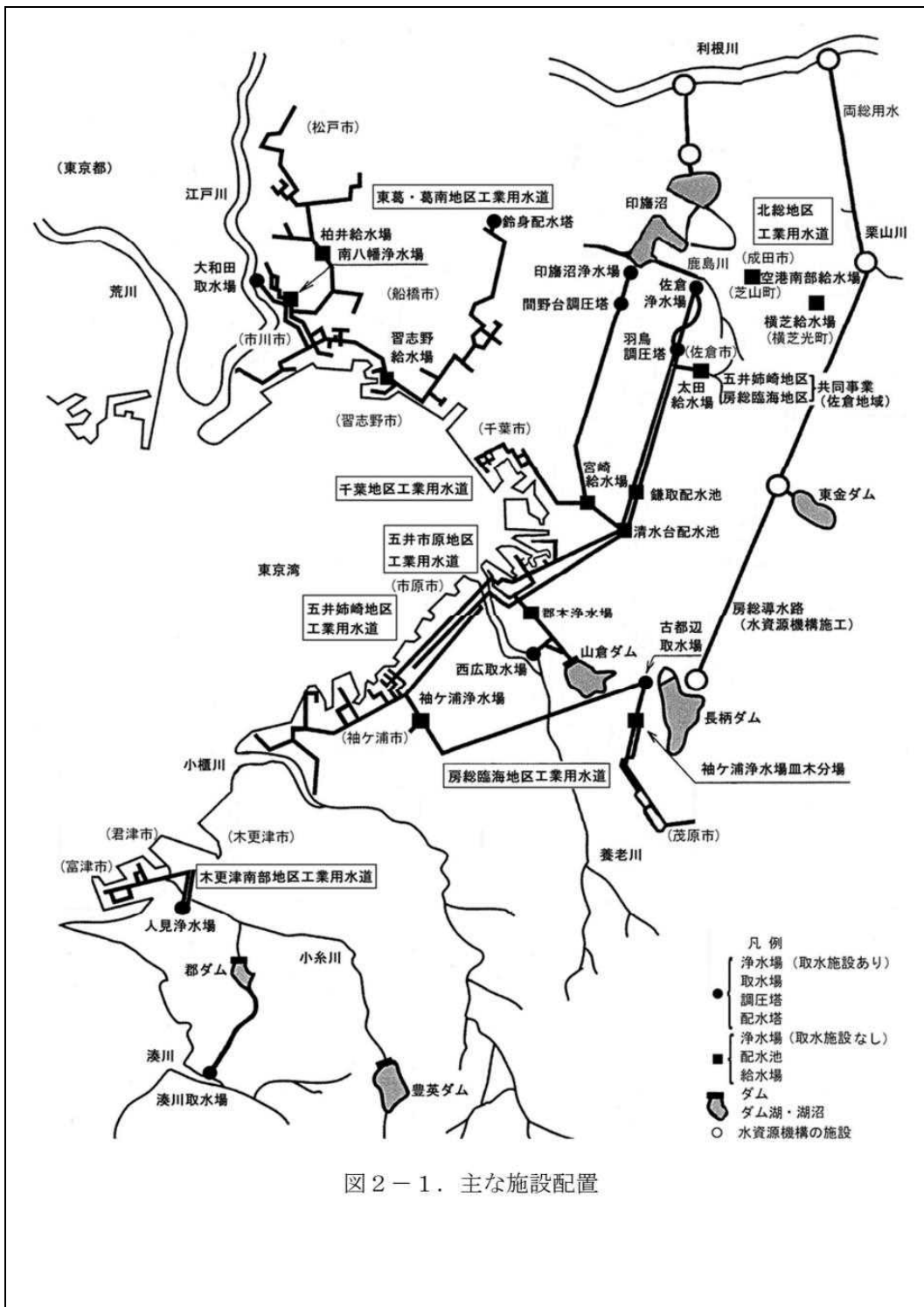


図 2 - 1. 主な施設配置

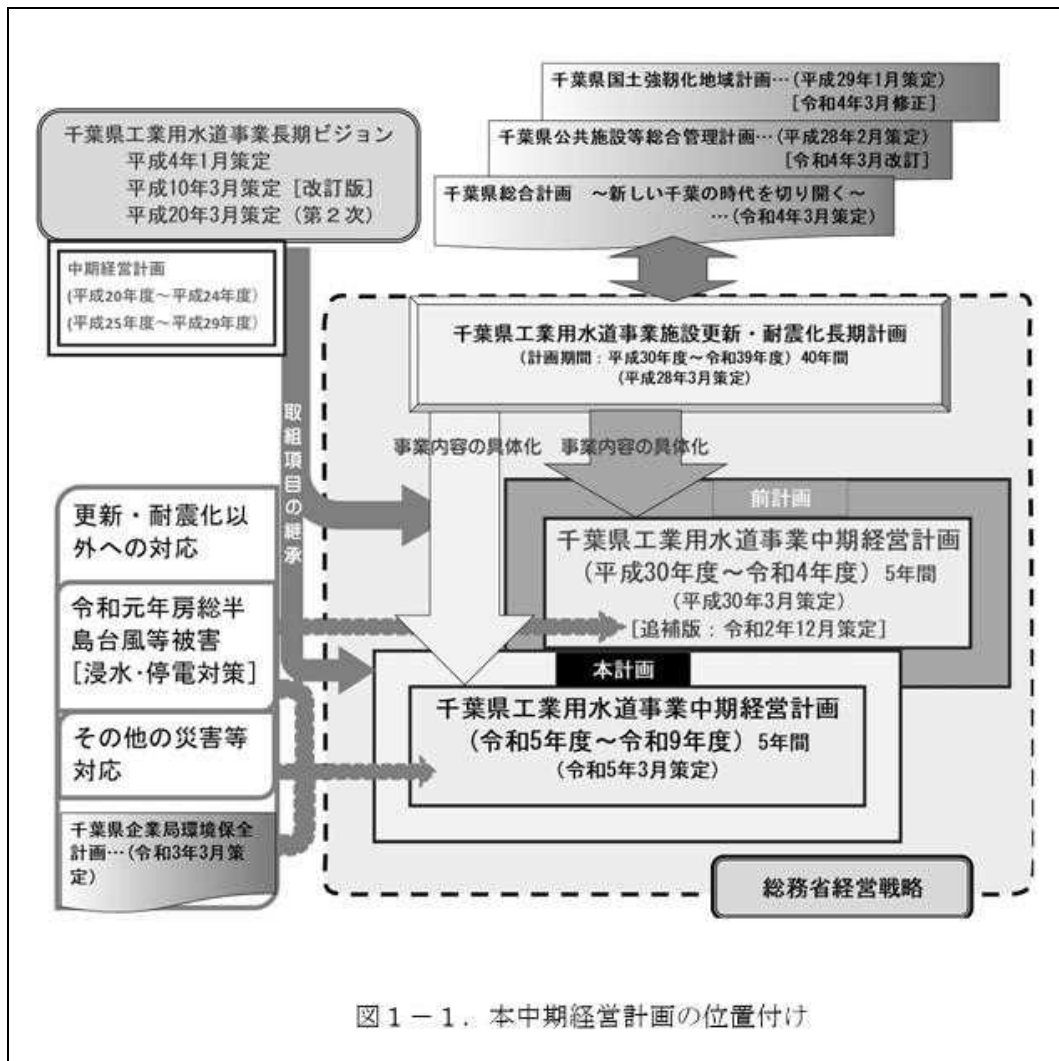


表 3-1. 中期経営計画の施策体系

基本目標	主要施策	主な取組
1 安定給水への対応	(1) 安定給水対策	① 施設更新・耐震化長期計画に基づく老朽化・耐震対策の実施
		② 停電・浸水対策の実施
		③ 安定的な水源の確保
		④ 安定した水質の確保
	(2) 危機管理対策	⑤ 震災・風水害・事故等に対する危機管理対策
		⑥ 濁水対策
2 健全経営の維持	(3) 収入確保の取組	⑦ 適正な料金水準の設定と料金制度の検討
		⑧ 資金確保策（国・他会計からの助成・出資、内部留保資金・企業債の活用）
		⑨ 新規売水対策
		⑩ 資産の有効活用
	(4) 運営基盤の強化	⑪ 人材の確保・育成
		⑫ 事業規模の適正化
		⑬ 合理的な水運用に関する諸問題の検討
3 環境対策への取組	(5) SDGs に向けた取組	⑭ カーボンニュートラル・省エネルギーへの取組
		⑮ 資源リサイクルへの取組
4 受水企業への情報公開	(6) 各種情報の共有化	⑯ 受水企業への説明と相互理解

② 事業の必要性

令和 4 年度の工業用水道事業に係る各種工事の必要性は、長期計画及び中期経営計画で検討され、その計画に基づき、緊急を要する工事や前年度の工事進捗状況などを勘案して決定されている。

平成 28 年 3 月に当時の企業庁から公表された「千葉県工業用水道事業施設更新・耐震化長期計画」において、「本計画は、国の示した「工業用水道施設更新・耐震・アセットマネジメント指針（平成 25 年 3 月）」（以下、「工水指針」という。）に基づき、老朽度や耐震性の評価を踏まえた上で、投資効果等を考慮しながら整備時期や手法を精査し、さらに財政面からの検討を加えたものとなっています。」「計画期間は、工水指針を参考に、40 年間とし、現行の中期経営計画の計画期間（平成 25 年度～平成 29 年度）が終了する翌年度（平成 30 年度）から平成 69 年度（令和 39 年度）までとします。」「本計画の施設規模は、平成 26 年 3 月に受水企業を対象に実施した「需要見込みに関するアンケート調査」において、更新等

に影響するような大きな需要量の変動が、明らかにならなかったことから、現在の需要量を安定的に供給できるように最大給水量を確保する施設規模とします。」とし、「2-3 施設重要度」の設定、「2-4 老朽度の評価」及び「2-5 耐震性の評価」を行い、長期にわたる施設の更新・耐震化計画を策定した。

これを受け、平成 30 年 3 月 26 日に「この計画の最初の 5 年間の事業内容の具体化を図るものとして、財源を明確にし、運営基盤の強化を図りつつ、工業用水の安定的な供給と非常時に備えた危機管理対策を盛り込んだ、平成 30 年度から 34 年度（令和 4 年度）の中期経営計画を、受水企業と協議しながら策定しました。」とする「千葉県工業用水道事業中期経営計画（平成 30 年度～令和 4 年度）」を公表した。この計画で、工業用水道施設の更新は次のように計画された。

施設の重要度や老朽度・耐震性の評価を踏まえて、以下の施設の整備を行う。

ア 浄水場：施設単位で更新

- ①南八幡浄水場施設設備更新 [東葛・葛南地区]
- ②佐倉浄水場施設更新 [五井姉崎地区]
- ③人見浄水場排水処理棟等施設更新 [木更津南部地区]

イ 管路：耐震対策が必要なコンクリート管、耐震適合性のない管を布設替え

5.4km（[東葛・葛南地区] 1.9km、[五井姉崎地区] 3.5km）

ウ 水管橋：管路の布設替えに合わせて整備

3 橋（[東葛・葛南地区] 2 橋、[五井姉崎地区] 1 橋）

さらに、令和 5 年 3 月 31 日に「千葉県企業局では、工業用水を安定的に供給するため、中期経営計画等に基づき、施設の更新・耐震化等を計画的に進めており、次期計画として「千葉県工業用水道事業中期経営計画（令和 5 年度～9 年度）」を受水企業と協議しながら策定しました。」として「千葉県工業用水道事業中期経営計画（令和 5 年度～9 年度）」を公表している。この計画においても、「施設の重要度や老朽度・耐震性の評価を踏まえ施設整備を行うとともに、令和元年房総半島台風等の経験を踏まえた、停電・浸水対策を実施する。」として、以下の取組が示された。

[主な取組]

ア 浄水場：施設単位で更新

- (ア) 南八幡浄水場：施設・設備の更新 [東葛・葛南地区]
- (イ) 郡本浄水場：1・2 号沈殿池の更新 [五井市原地区]
- (ウ) 佐倉浄水場：施設・設備の更新 [五井姉崎地区]
- (エ) 人見浄水場：施設・設備の更新 [木更津南部地区]

イ 管路：耐震対策が必要なコンクリート管及び耐震適合性のない管を更新（約 4.6 km）